

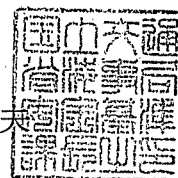


国海安第 53 号
平成 22 年 6 月 28 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斉藤 弘 殿

国土交通省海事局

安全基準課長 久保田 秀夫



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部改正について

標記につきまして、改正 MARPOL 条約附属書VIの発効に伴い、船舶からの大気の汚染防止を目的とした海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 33 号）及び関係政省令が平成 22 年 7 月 1 日から施行される予定となっております。

これに伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部を改正し、同日（平成 22 年 7 月 1 日）から適用することといたしましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部改正について

平成 22 年 6 月
国土交通省 海事局安全基準課

1. 背景

マルポール 73/78 条約（以後の改正を含む）附属書 VI（以下単に「附属書 VI」という。）では、船舶から放出される窒素酸化物等の放出ガスによる大気汚染の防止のために、必要な規制を定めており、我が国はこれを国内法令に取り入れ、適切に規制を実施している。

今般、平成 20 年 10 月に行われた国際海事機関（IMO）第 58 回海洋環境保護委員会（MEPC58）において、附属書 VI の改正が採択され、平成 22 年 7 月 1 日に発効することとなった。

これを受け、附属書 VI の締約国として本改正を確実に実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）等が平成 22 年 7 月 1 日より施行されることとなっている。

当該改正法、改正政令及び改正省令の施行のために、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部を改正する。

2. 改正の概要

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得の主な改正は、以下のとおり。

(1) 検査対象設備の追加（揮発性物質放出防止措置手引書）に伴う形式改正

○題名及び引用省令名称の変更

(2) 海洋汚染防止設備、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令関係検査心得

○「原油タンカー」の定義に係る用語の適正化

○揮発性物質放出防止措置手引書の作成及び船内備え置きに係る技術基準等の解釈を新設

(3) 海洋汚染防止設備、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則関係検査心得

○窒素酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認の申請等に関する解釈を新設

○船舶に設置されている一次規制対象原動機の同一の原動機に換装に係る解釈を新設

(4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得

○硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等のための燃料油の使用に係る承認の申請等に関する解釈を新設

○燃料油変更作業手引書の記載事項に係る解釈の新設

○オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外に関する解釈の新設

○オゾン層破壊物質記録簿の記載事項に係る解釈の新設

○船舶に設置されている未規制原動機の同一の原動機と認められる原動機による換装に係る解釈を新設

※「I 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準」21.4(a)（相容性のある物質の組み合わせ）に過去の改正における反映漏れが発見されたため、本改正に合わせて修正する。